

第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

本計画の期間は、2017（平成 29）年度から 2036（令和 18）年度までの 20 年間とします。

公共施設等の総合的・計画的な管理については、国の指針にもあるように、ある程度長期的な視点が必要です。そうした中で、2013（平成 25）年 6 月に策定した『公共施設再編に関する考え方』が 20 年先を見据えていることを踏まえ、まずは、前章で算出した公共施設等の大規模改修や建替え等に係る更新費用の推計期間（40 年間）の前期 20 年間において、社会状況の変化等も考慮しながら取組みを進めることとし、計画期間を 20 年間とするものです（図 27）。

図 27 計画期間



2. 取組体制と情報共有方策

市長を筆頭とする庁内の推進組織を中心に、組織横断的な取組みを進めながら公共施設等の適正化を進めます。また、公共施設等の管理を一元的に管理する部署の設置やマネジメントの前提となる情報やデータの一元化・共有化も検討します。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

維持管理の適正化	
①点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を行い、必要があれば速やかに詳細な診断を行います。 点検及び診断の結果に基づき、効率的、効果的な維持管理・修繕・更新に努めます。 インフラ資産については、国の技術基準等に準拠して、適正に調査、点検及び診断を実施します。 公共施設については、施設所管課が毎年度に点検を行うとともに、定期的に技術職員が専門的な視点で点検を行える体制を検討します。

第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

維持管理の適正化
<p>②維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設ごとに基礎情報、収支状況、利用状況、修繕履歴等をまとめ、施設の状態を的確に把握するよう努めます。 ・対症療法的な事後保全ではなく、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う予防保全に努めます。 ・大規模改造、長寿命化改修及び更新の際には、将来的に他用途への変更が容易となるような、また、維持管理の労力が最小限となる管理しやすい施設となるような設計を行います。 ・省エネルギー化の推進等により、光熱水費の縮減に努めるとともに、カーボンニュートラルに向けた取組みを進めます。
<p>③安全管理の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の安全確保を最優先として、点検や診断の結果から異常が認められる施設について、早期に修繕、改修などの対策を講じるものとします。 ・災害時の安全性確保の観点から、高い危険性が認められた施設については、現状又は将来的な利用状況等を踏まえ、機能を他の公共施設に移管した上で、速やかに除却を検討します。 ・主要な建物だけでなく、附属建物や塀・既製品の物置についても、敷地全体の安全が確保できるよう努めます。
<p>④耐震化の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設については、『稲沢市建築物耐震改修促進計画』に基づき、耐震化を進めます。 ・インフラ資産についても、災害に備え、引き続き耐震化を進めます。
<p>⑤長寿命化の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の目標耐用年数を80年と設定し、竣工後20年で機能回復の大規模改造、40年で機能向上の長寿命化改修、60年で再び大規模改造を行うことを改修の基本として、できる限り長寿命化を図ります。インフラ資産についても、建物の目標耐用年数も参考にしつつ、安全性を確保した上で、できる限り長寿命化を図ります。 ・大規模改造や長寿命化改修は多額の費用を要することから、改修項目は機能回復や機能維持に必要な最小限のものとし、また、財政負担の平準化を図ることを検討します。
<p>⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の改修・更新については、『ユニバーサルデザイン2020行動計画』における考え方等を踏まえ、人にやさしいユニバーサルデザインへの配慮に努め、高齢者や障害者等のみならず、全ての人にとって「使いやすい」「わかりやすい」ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組みます。

第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

施設総量の適正化
<p>⑦統合や廃止の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none">・急速に進む人口減少やICT化といった時代の変化に合わせて、施設総量の適正化を図ります。・原則として、施設総量の増加に繋がるような施設の新設は行いません。・同じような機能を持つ施設が複数あるものについては統廃合や集約化を、近接地にいくつかの公共施設が散らばっている場合は複合化を積極的に進めます。・改築にあたっては、現行の施設規模を単純に維持するのではなく、必要最小限の施設規模とすることを基本として検討します。・大規模改造、長寿命化改修及び更新の前など、定期的にご利用状況等を踏まえた施設のあり方を検証し、場合によっては目標耐用年数前であっても統廃合や集約化、複合化を検討します。
施設運営の適正化
<p>⑧官民連携の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none">・厳しい財政状況の中、効果的・効率的に公共施設の整備・運営を実現していくため、今後は積極的に民間の資金、経営能力、技術能力を活用していきます。・行政の役割を再確認し、施設運営においても、民間にできることは民間で担っていただくことを基本とします。・2023（令和5）年度末までにPPP／PFI手法導入優先的検討規程を策定し、一定規模以上の施設整備事業については、PPP／PFI手法を優先的に検討していきます。また、具体的な手続き等を定めるガイドラインについては、できる限り速やかに策定していきます。

第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な方針

4. 縮減目標の設定

公共施設及びインフラ資産の更新等費用の縮減にあたっては、道路や橋りょうなどのインフラ資産はまちの基盤施設であり、廃止することは非常に困難であることから、公共施設についての縮減目標を設定するものとします。

公共施設に係る今後 35 年間の更新等費用をみると、従来型で 2,519.2 億円（年平均 72.0 億円）、長寿命化型で 2,158.8 億円（年平均 61.7 億円）となっており、より財政負担が軽くなる長寿命化型で、予防保全の考えを取り入れ改修・更新を行っていく必要があります。

一方、充当可能な財源の見込みは 1,623.3 億円（年平均 46.4 億円）であり、長寿命化型の更新等費用と比較すると 535.5 億円（年平均 15.3 億円）の不足となることから、公共施設の再編等により財源の確保に努める必要があります（表 15）。

表 15 公共施設に係る更新等費用と充当可能な財源の見込みのまとめ

	今後 35 年間の更新等費用		③ 充当可能な財源の見込み (過去 5 年間 (2015 (平成 27)~2019(令和元)年度) の施設関連経費平均)	不足額③-②
	① 従来型	② 長寿命化型		
公共施設	2,519.2 億円 (72.0 億円/年)	2,158.8 億円 (61.7 億円/年)	1,623.3 億円 (46.4 億円/年)	▲535.5 億円 (▲15.3 億円/年)

以上のことから、以下のとおり縮減目標を設定します。

<縮減目標>

施設の更新等費用の推計期間において、
公共施設のライフサイクルコスト
535.5 億円（15.3 億円/年）の縮減